

自立支援医療費（精神通院医療）について

●制度概要

精神疾患を有する方が、指定医療機関（病院・薬局・訪問看護）で精神疾患にかかる治療を通院して受ける際に、その医療費の一部を公費で負担するものです。（入院での治療は該当しません。）

●利用者負担

自己負担額は原則1割です。

ただし、松本市の国民健康保険加入者は、自己負担が0円となります。

なお、医療機関の窓口で受給者証を提示しなかった会計は対象となりません。

また、本人の収入や世帯の所得などに応じて、月額自己負担上限額が設定されます。

●有効期間

	始期	終期
新規申請	申請を受理した日	始期から1年以内の日で月の末日たる日
再認定	有効期限の翌日	
県外転入	申請を受理した日	他都道府県で受けた受給者証の終期

※手帳と同時に申請する場合は上記と異なる場合があります。

●申請に必要なもの（裏面記載）

●提出先／申請に関する問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3-7

松本市役所 障害福祉課 障害福祉担当(東庁舎1階)

TEL: 34-3212 (直通) FAX: 36-9119

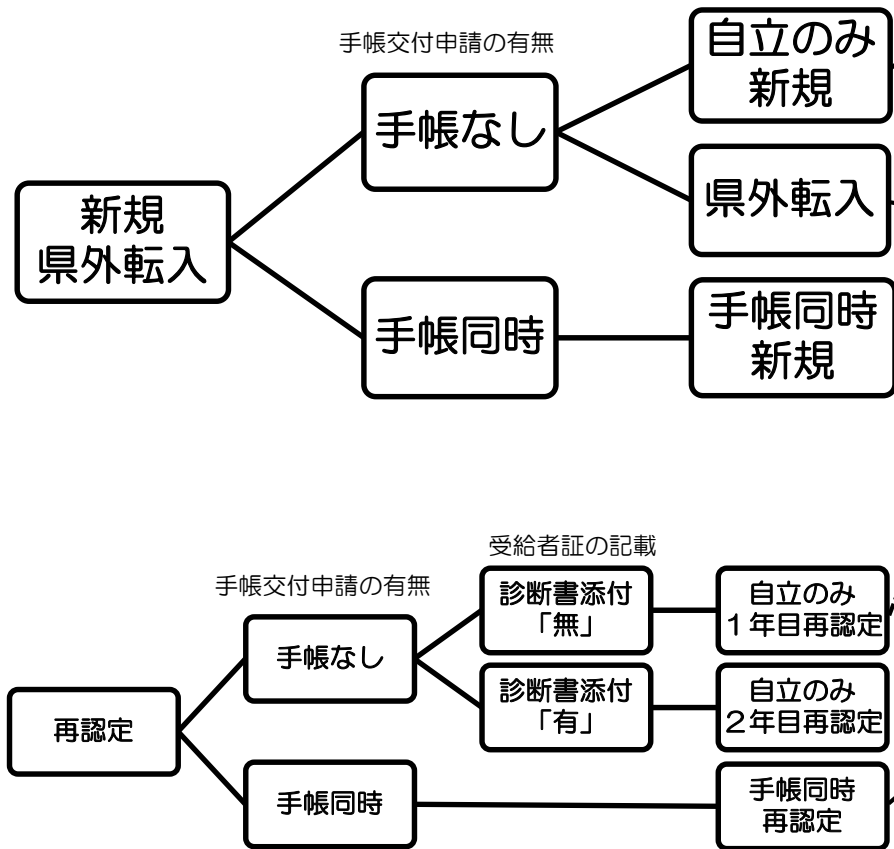
※書類がそろっているものは、支所・出張所から転送することができます。

ただし、受付日は障害福祉課で確認した時点です。

●その他

- 1 交付についての審査は長野県が行います。
- 2 交付までの目安は申請の提出から2ヶ月程度です。ただし、県による審査の過程で、申請書や意見書の内容を確認し調整するため、さらに時間を要する場合があります。
- 3 決定後、松本市からご本人あてに受給者証の原本を送付します。
ただし、医療機関が代行して申請を行う場合には医療機関へ送付します。
- 4 受給者証記載の内容に変更が生じた場合、変更の手続きを行ってください。

更新（再認定）の申請の際、申請する内容と受給者証の内容とが異なる場合、原則、申請の受付ができません。事前に変更の手続きが必要です。



- 自立のみ新規 / 1年目再認定
- ①自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
 - ②保険証の写し（保険証の世帯員（同じ記号番号を持つ方）のものすべて）
 - ③診断書（精神通院医療用）
 - ④マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類
 - ⑤個人番号及び税務情報の閲覧及び提供に関する同意書（医療用）
- ※非課税世帯の方で、申請者が年金（老齢年金以外）、福祉手当、特別児童扶養手当等を受給している場合、証書や振込通知書の写し等、受給額がわかるものをご提出ください。

- 県外転入
- 自立のみ新規必要書類（③を除く） 及び
- ⑥前回認定されていた受給者証の写し
 - ⑦県外転入手続同意書 又は 前回認定時の診断書の写し

- 手帳同時 / 2年目再認定
- ①自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
 - ②保険証の写し（保険証の世帯員（同じ記号番号を持つ方）のものすべて）
 - ③マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類
- ※非課税世帯の方で、申請者が年金（老齢年金以外）、福祉手当、特別児童扶養手当等を受給している場合、証書や振込通知書の写し等、受給額がわかるものをご提出ください。

—複数の病院を指定する場合—

- ④複数医療機関指定理由書（任意様式又は1年目に添付の診断書の写し）

手帳同時の場合はあわせて提出

- A 障害者手帳交付申請書
- B 精神障害者保健福祉手帳用診断書
- C 精神障害者台帳付表
- D 本人の写真（縦4cm×横3cm）—手帳の更新欄に余白がある場合は不要

留意事項

- ・窓口で、本人以外が申請書を記入する場合は、申請に必要な書類の他、印鑑及び受給者証（原本）をお持ちください。
- ・申請書類はA4サイズ用紙でご提出ください。
- ・すべての書類がそろった状態で提出してください。（一部の受付はできません。）
- ・事前に変更の手続きが必要な場合は、受給者証（原本）をお持ちください。
- ・複数の病院を指定する場合には、診断書中にその理由を記載する必要があります。理由の記載がない場合、複数医療機関指定理由書（任意様式）が必要です。

<マイナンバーを記入した書類の提出について>

窓口では職員がマイナンバー及び提出者（来庁者）の身元確認（本人確認、代理権確認）を行います。

マイナンバーのわかるもの…個人番号カード、通知カード 等 身元確認書類…運転免許証 等 代理権…障害者手帳 等 ←顔写真が付いていない証明書は2点以上で確認を行います。